

「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

「指定介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(大阪府指定 第2773701152号)

※当施設は、介護保険の指定を受けて、指定介護老人福祉施設と併設する短期入所生活介護と一体的運営を行っています。

法人理念

1. 個人の尊厳を旨として、その人にふさわしい最善のサービスの提供に努める
2. 地域に開かれ、愛され、地域福祉の拠点となる施設経営を目指す
3. 専門的知識、技術の研鑽に努め、誇れる施設を目指す

当施設（短期入所）について、契約を締結する前に知っておいていただきたいこと、施設の概要やサービスの内容、入所していただくにあたってご注意していただきたいこと等を次のとおり説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく、ご質問してください。
なお、文中では、入所される方を「ご利用者」、ご家族様を「家族」と表示していますので、ご了承ください。

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 利用に当たっての留意事項	6
6. 緊急時等における対応方法	7
7. 非常災害対策	7
8. 身体拘束等の原則禁止	8
9. 高齢者虐待防止について	9
10. サービス利用中の医療の提供について	9
11. 個人情報保護について	10
12. 事故発生時の対応	11
13. サービス内容に関する相談・苦情（苦情処理の体制等）	12
14. 第三者評価の実施状況について	13
15. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）	13
16. サービス提供の記録	14
17. 事業継続計画（BCP）について	14
18. 重要事項説明書の年月日	15

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）」第153条及び「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第116号）」第135条の規定により、施設サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 成光苑
(2) 法人所在地 大阪府摂津市千里丘3丁目16番7号
(3) 連絡先 電話番号 06-6330-3776
FAX番号 06-6388-9551
(4) 代表者氏名 理事長 高岡 國士
(5) 設立年月日 昭和49年7月3日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 短期入所生活介護 大阪府指定第2773701152
介護予防短期入所生活介護 大阪府指定第2773701152
※当事業所は特別養護老人ホームせつ桜苑に併設されています。
(2) 運営方針 高齢者の生きがいをもてる健全で安らかな生活を保障するとともに、ご利用される皆様へ心のこもったサービスと専門的なサービスを適切かつ計画的に提供し、ご満足頂けるご利用に結びつけることを最も大切な使命とします。
(3) 事業の目的 介護保険法に従い、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むために必要な居室及び共用施設などをご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供することを目的とします。
(4) 事業所の名称 短期入所生活介護事業所せつ桜苑
(5) 事業所の所在地 大阪府摂津市桜町1丁目1番11号
(6) 連絡先 電話番号 072-632-0400
FAX番号 072-632-9990
(7) 管理者氏名 施設長 藤原 義章
(8) 開設年月日 平成26年4月1日
(9) 施設の形態 従来型
(9) 営業日及び受付時間

営業日	年中無休
受付時間	月～日曜日 9:00～18:00

(10) 利用定員

- ①併設型指定短期入所生活介護事業及び併設型指定介護予防短期入所生活介護事業の利用定員は、両事業合計で16名です。
②空床型指定短期入所生活介護事業及び空床型指定介護予防短期入所生活介護事業の両事業合計の利用定員は、指定介護老人福祉施設定員の54名、指定短期入所事業定員の2名の合計56名以内の空床数です。

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	16室	従来型個室
2人部屋	18室	多床室
4人部屋	5室	多床室
合計	39室	
食堂	2室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒・プーリー・上肢内外施運動機 肩関節輪転運動機・起立訓練ベッド マット訓練台・手首掌背輪転運動機
浴室	2室	一般浴槽・座位浴槽・特浴槽
医務室	1室	

※上記は、大阪府条例が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

※利用に当たって別途利用料金をご負担いただく滞在費、施設・設備

滞在費	別紙参照
-----	------

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職員	指定基準	常勤換算	
1. 施設長(管理者)	1名	0.5名	日勤 9:00~18:00
2. 介護職員	21名	26.5名	早出 7:30~16:30 日勤 9:00~18:00 超遅出 11:30~20:30 夜勤 16:00~10:00
3. 生活相談員	1名	1.2名	日勤 9:00~18:00
4. 看護職員	3名	4.0名	早出 8:30~17:30 日勤 9:00~18:00 遅出 9:30~18:30
5. 機能訓練指導員	1名	1.0名	日勤 9:00~18:00
6. 介護支援専門員	1名	1.2名	日勤 9:00~18:00
7. 医師	必要数	0.1名	月・水・金曜日 14:00~16:00
8. 管理栄養士	1名	2.0名	早出 8:30~17:30 日勤 9:00~18:00

※20:30から7:30までの間は、ケアワーカーが3名（仮眠時間は2名）で介助しています。そのため、見守りの限界や介護等への対応に時間がかかる場合があります。

〈主な職員の職務内容〉

1. 事業所長(管理者)	施設の業務を統括します。施設長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務の代行をします。
2. 介護職員	ご利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事します。
3. 生活相談員	ご利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に関することに従事します。
4. 看護職員	医師の診療補助及び医師の指示を受けてご利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事します。
5. 機能訓練指導員	ご利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事します。
6. 介護支援専門員	施設サービスの計画等、ご利用者の介護支援に関する業務に従事します。
7. 医師	ご利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事します。
8. 管理栄養士	給食管理、ご利用者の栄養指導に従事します。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針等については、「居宅サービス計画」がある場合はその内容を踏まえ、当施設の計画担当者が作成する「短期入所生活介護計画（個別援助計画）」で定めます。

(2) 提供するサービスの内容

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針等については、「居宅サービス計画」がある場合はその内容を踏まえ、当施設の計画担当者が作成する「短期入所生活介護計画（個別援助計画）」で定めます。

(3) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き利用料金の大部分（介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合以外）が介護保険から給付されます。

サービスの種類	サービスの内容
居室の提供	個室・2人部屋・4人部屋を利用いただきます。
食事の提供及び栄養管理	管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ご利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則とします。 (食事時間) 朝食；8：00より 昼食；12：00より 夕食；17：30より
医療及び看護	血圧測定・検温等による日常的な健康管理、服薬管理、緊急時の医療対応
入浴	入浴又は清拭を週2回以上行います。ご利用者の体調等により、当日入浴ができなかった場合は、清拭及び入浴日の振替にて対応します。 寝たきりの状態であっても特殊機械浴槽を使用して入浴することができます。
排泄	排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限利用した援助を行います。または適時適切なオムツ交換を行います。
機能訓練	ご利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復または、その減退を防止するための訓練を実施します。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。
その他自立への支援	①寝たきり防止のため、ご利用者の身体状況を考慮しながら、可能な限り離床に配慮します。 ②清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容・更衣が行われるよう援助を行います。
教養・娯楽	体操やレクリエーション等を実施します。
送迎	当施設の送迎車で送迎いたします。ご家族での送迎も可能です。

<サービス利用料金>

※別紙参照

※サービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

(4) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

サービスの種類	サービスの内容
理美容サービス	月に1回、理美容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。

教養・娯楽	<p>ご利用者の希望によりレクリエーションや行事に費用がかかる場合があります。</p> <p>主な行事 1月 新年会・書初め 2月 節分会 3月 ひな祭り 4月 花見 7月 七夕祭り、納涼会 8月 納涼祭（桜町自治会） 9月 敬老祝賀会 10月 運動会、外出行事 11月 外出行事 12月 年忘れ会・餅つき大会</p> <p>月1回 売店販売 不定期 喫茶 コーヒーやケーキ等を提供します。</p>
複写物の交付	<p>入所者はサービス提供についての記録を閲覧できます。必要な場合は複写物を交付します。 （受付 9：00～18：00）</p>
日常生活上必要となる諸費用	<p>日常生活用品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者にご負担いただくことが適当であるもの（個人の嗜好に基づくもの）にかかる費用をご負担いただきます。</p>
通常を送迎実施地域以外への送迎	<p>通常を送迎実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、別紙の料金をいただきます。</p>

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用料を相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

（5）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月毎に計算し、ご請求しますので、（ア）は翌月28日までに、（イ）は翌月末までに、（ウ）・（エ）は翌月25日までに、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

<p>（ア）口座振替（自動引き落とし） （イ）翌月の利用の際に支払い （ウ）窓口での現金支払い （エ）下記指定口座への振り込み りそな銀行 千里丘支店 口座名義：社会福祉法人 成光苑 特別養護老人ホーム せつつ桜苑 理事長 高岡 國士 普通預金 口座番号 No. 8304748</p>
--

☆振込み人名義はご利用者氏名をご記入下さい。

☆但し、振込手数料については、（ア）は施設負担、（エ）はご利用者負担とします。

(6) 利用の中止、変更、追加

利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の50% (自己負担相当額)

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況、ノロウイルスやインフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症へ感染等によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 利用に当たっての留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

面会時間・面会の方法等	面会時間は、10:00～20:00です。 ※面会にあつては、玄関窓口にて「面会受付表」に必要事項をご記入いただきます。 ※感染症予防の対策の一環として、あらかじめお知らせいたしますが、面会を制限したり、お断りする場合がございますので、その際はご了承ください。
外出	外出される場合は、あらかじめ前日までお申し出ください。その際は「外出届」に必要事項をご記入いただきます。 また、付添を必要とし、単独で外出はできません。
喫煙	施設内禁煙とします。
火気の取扱い	防火管理上、原則禁止とします。
設備・備品の利用	居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。これによらない利用により破損等が生じた場合、弁償いただく場合があります。 ・故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

	<p>・ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。</p>
所持品・金銭・貴重品等の管理の持ち込み	<p>日常生活上必要とされるもので、持ち込むことが妥当と考えられるもの以外の持ち込みを制限します。 詳細については、職員にお尋ねください。</p> <p>※各居室のスペースに限りがありますので、所持品によっては、ご遠慮願う場合があります。 ※金銭・貴重品等は責任を負いかねますので原則持ち込まないでください。</p>
ペットの持ち込み	衛生管理上、原則禁止とします。
営利行為、宗教・政治活動等	営利行為、宗教・政治活動の他、施設の職員、他の入所者やその家族等に迷惑がおよぶ行為・活動は一切禁止とします。
禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> ・喧嘩、泥酔等他人に迷惑をかけること ・指定した場所以外での火気の使用 ・施設内での秩序や風紀、安全衛生を害すること ・職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為） ・職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為） ・職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

6. 緊急時等における対応方法

サービス提供を行っている際に、ご利用者に病状の急変が生じた場合等は、速やかに管理医師及びあらかじめ定めている協力医療機関への連絡や必要な措置を講じます。

また、ご利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

7. 非常災害対策

① 当事業所では、次の者を非常災害対策に関わる担当者（防火管理者）として、非常災害対策に関する取り組みを行っています。

非常災害対策に関わる担当者（防火管理者）：施設長 藤原義章

② 当事業所では、非常災害対策に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報や連携体制を整備して、当施設の従業者に周知しています。

③ 当事業所では、非常災害対策の一環として、毎年、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。

訓練名称	時期	訓練の概要
消防訓練（1回目）	7月	避難、救出、消火等（日中想定） ※地震・土砂・水害も想定
消防訓練（2回目）	12月	避難、救出、消火等（夜間想定）
防犯訓練	不定期	

※各訓練によっては、所轄消防署等関係機関が立ち合いする場合があります。

※訓練内容によっては、ご利用者や地域住民の方も参加する場合があります。

※当施設の都合や状況に応じて実施時期を変更する場合があります。

8. 身体拘束等の原則禁止

当事業所では、原則としてご利用者に身体拘束等を禁止しています。

ただし、ご利用者又は他人の生命・身体に対して危険（自傷他害等）がおよぶことが考えられるときは、緊急やむを得ない措置として、ご利用者及びその家族に対して、説明し同意を得た上で、次の留意事項に留意し、必要最小限の範囲で行うことがあります。

①緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、ご利用者又は他人の生命・身体に危険がおよぶことが考えられる場合に限ります。
②非代替性	身体拘束以外に、ご利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
③一時性	ご利用者又は他人の生命・身体に対して危険がおよぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

（1）身体拘束等を行う場合の手続きについて

当事業所では、「虐待防止委員会」を設置しています。当該委員会は、1月に1度開催し、身体拘束等を実施の有無、経過報告、改善策等を検討・決定し、次の事項に留意しています。

①身体拘束等の実施には、留意事項①②③を踏まえて、実施する時間・期間、改善方法等を含め、あらかじめご利用者又はその家族に説明して同意をいただきます。

②「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録します。

③身体拘束の解除（改善方法）、期間の見直し等について、委員会で検討し、その結果等をご利用者又はその家族に説明して同意をいただき、直ちに身体拘束等を解除します。

※身体拘束等の必要性について、ご家族の要望だけでは実施しません。

9. 高齢者虐待防止について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者：施設長 藤原義章
- ② 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催し、結果を職員へ周知します。
- ③ 成年後見制度の利用を支援します。
- ④ 虐待等に関する苦情解決体制を整備しています。
- ⑤ 従業者に対する人権擁護・虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
虐待防止研修：従業者の入職時、2回/年の研修を実施。
- ⑥ 虐待防止のための指針を整備し、従業者が支援に当たっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者の権利養護に取り組める環境の整備に努めます。
- ⑦ サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報します。

10. サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	医誠会国際総合病院
所在地	大阪市北区南扇町4-14
電話番号	057-0099-166
診療科	総合内科、総合診療科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌・代謝内科、血液内科、腫瘍内科、リウマチ・膠原病・アレルギー科、呼吸器外科、心臓血管外科、末梢血管外科、消化器外科、肛門科、泌尿器科、乳腺外科、小児外科、眼科、耳鼻咽喉科、整形外科、リハビリテーション科、皮膚科、形成外科、脳神経内科・脳卒中科、精神神経外科、脳神経外科、脊椎脊髄外科、麻酔科、産科、婦人科、小児科、放射線外科、放射線治療科、核医学診断科、救急科、病理診断科、臨床検査科、歯科、歯科口腔外科内視鏡科

医療機関の名称	昭和病院
所在地	摂津市昭和園 1 1 - 2 9
電話番号	0 7 2 - 6 3 3 - 8 3 1 1
診療科	外科、胃腸科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、内科
医療機関の名称	西側こころクリニック
所在地	豊中市庄内東町 2 - 1 - 2 3
電話番号	0 6 - 6 8 4 2 - 9 2 1 0
診療科	心療内科・精神科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	ひろ歯科
所在地	摂津市千里丘 2 丁目 1 0 - 3
電話番号	0 6 - 6 3 3 8 - 5 8 8 8
医療機関の名称	トミデンタルクリニック
所在地	大阪市東淀川区菅原 7 - 1 - 1 9
電話番号	0 6 - 6 9 9 0 - 0 9 1 0

1 1. 個人情報保護について

①ご利用者及びその家族に関する秘密の保持について

<p>事業者は、ご利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p>
<p>事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p>
<p>また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p>
<p>事業者は、従業者に、業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>

②個人情報の保護について

<p>事業者は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いませぬ。また、ご利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者の方の家族の個人情報を用いませぬ。</p>
<p>事業者は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p>

事業者が管理する情報については、ご利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとし、（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

1 2. 事故発生時の対応

(1) 事故防止策・事故発生時の対応

当事業所では、事故を未然に防止するために事故発生防止のための指針（マニュアル）を整備しています。また事故発生防止のための委員会の開催（毎月1回）し、従業員に対する研修を定期的に行っています。

① リスクマネジメントに関する責任者を選定しています。

リスクマネジメントに関する責任者：副施設長 下村宗治

② ご利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、ご利用者の家族等（原則、契約書の代理人）、主治医またはあらかじめ定められた協力医療機関、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

※連絡先等については、別紙参照。

② ご利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。再発防止策として、マニュアルに従い、事故に至った経緯や内容等を分析し、委員会で再発防止に努められるよう対応を図ります。

(2) 損害賠償

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

なお、事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	福祉事業者総合賠償責任補償
補償の概要	利用者に対する事故等の補償

(3) 入所時のリスクについて

当事業所では、ご利用者が快適な生活が送れますように原則身体拘束をしないこと、自立した生活を妨げないこと等に配慮しながら安全な環境づくりに努めていますが、入所者の自立した行動、心身の状況や病気などが原因により、危険（転倒・転落等）を伴う可能性があることを十分にご理解ください。詳細内容については、この【重要事項説明書付属書類】で説明します。

13. サービス内容に関する相談・苦情（苦情処理の体制等）

利用者からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する利用者の相談（要望等）、苦情に対して、迅速に対応します。

（1）当施設の相談・苦情窓口

① 受付時間： 毎週月曜日～日曜日 （9：00～18：00）

② 責任者

職種	担当者
管理者 施設長	藤原 義章

③ 担当者

職種	担当者	電話番号
介護支援専門員	下村宗治	072-632-0400

④ 第三者委員

担当者	電話番号
中谷久夫	06-6319-0124
山本善信	07-2625-5461

第三者委員への連絡にあつては、9：00～18：00の時間帯でお願いします。（土日祝日は除く）

（2）苦情解決の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、その状況を詳細に把握するため必要に応じ、状況の聴き取りや事情の確認を行い、ご利用者の立場を考慮しながら事実関係の把握を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整及び結果報告を行います。

（3）行政機関その他苦情受付機関

摂津市保健福祉部 高齢介護課	所在地 電話番号	大阪府摂津市三島1丁目1-1 06-6383-1111 072-638-0007
大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室介護保険課	所在地 電話番号	大阪市中央区常盤町1丁目3-8 06-6949-5418
大阪府福祉部 高齢介護室介護事業者課 施設指導グループ	所在地 電話番号	大阪市中央区大手町2丁目1-22 06-6944-7203
大阪府社会福祉協議会運営適正 化委員会	所在地 電話番号	大阪市中央区中寺1丁目1番54号 06-6191-3130

14. 第三者評価の実施状況について

- (1) 実施の有無
実施あり。
- (2) 実施した直近の年月日
2023年5月9日。
- (3) 実施した評価機関の名称
一般財団法人日本品質保証機構 (JQA)。
- (4) 評価結果の開示状況
正面玄関前に審査報告書を設置しています。

15. サービス利用をやめる場合 (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第17条参照)

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
(要介護者の場合)
要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要介護と判定された場合。
(要支援者の場合)
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合 (詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑧認定有効期間終了後から1年以上経過しても再利用がない場合

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。(契約書第18条・19条参照)

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第20条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第21条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

16. サービス提供の記録

- ① ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、サービスを提供した日から5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

17. 事業継続計画（BCP）について

当事業所では、感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、業務継続計画（BCP）を作成しています。

- ① 当事業所では、感染症や自然災害対策に関する具体的計画を立て、感染症発生時や自然災害時の関係機関への報告や連携体制を整備して、当事業所の従業者に周知しています。
- ② 感染症発生時や自然災害発生時に関する研修、訓練（シミュレーション）を実施します。

18. 重要事項説明書の年月日

この重要事項説明書の内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）」第153条及び「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第116号）」第135条の規定により、次の者が説明を行いました。

年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

短期入所生活介護事業所せつつ桜苑

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

代筆者氏名等

氏名

続柄（ ）

代理人（立会人）住所

氏名

印